

三重縣公報(月刊)明治二十五年第三種郵便物認可
三月二十六日

三重縣公報

規則

●三重縣規則第八十八號

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法施行細則(昭和二十三年六月三重縣規則第四十一号)の一部を、次のように改正する。

昭和二十五年八月四日

三重縣知事職務代理者

副知事 角

永 博

第六條を次のように改める。

第六條 規則第八條第一項の規定による住所移轉届は、本籍、新住所、旧住所、氏名、生年月日、男女の別、諸官の別、資格および資格取得年月日を記載した附け書に免許証を添えなければならぬ。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

通知照會

●庶第三四四號

昭和二十五年八月四日

總 務 部 長

各部課長殿

各地方事務所長殿

各市町村長殿

外國人の定義について(通知)

標題について別紙のように通達があつたから御参考のためお知らせする。

昭和二十五年六月二十七日附外資委員会宛総司令部外資局発覚書

政令第五十一号に基づく外國人の定義に関する件

一 参照 昭和二十五年五月十五日附外國人の定義に関する総司令部外資局宛覚書B A R 第二号

第六千五百四号

昭和二十五年八月四日
月 曜 日

二 総司令部覚書第一九一二号に基き朝鮮は特殊地位を有する国家である。

三 昭和二十年九月二日以降引続き日本に居住する朝鮮系の者は、日本の国籍を有する。これらの者は日本の法律に従い且つ外資導入に関する取扱を含むての場合日本人として取扱われるものとする。

四 法律的に見れば、昭和二十年九月二日以降引続き日本に居住する朝鮮人は実質的にはすべての点において(選挙権及び公職につくことを除き)日本人であるが、朝鮮国籍回復権を留保するものとする。

五 連合国の政策の遂行及び日本政府の措置は、日本に居住する朝鮮人よりその国籍を剥奪し或は新国籍を附與するものではない、昭和二十年九月二日以降引続き日本に居住する朝鮮人の国籍は、平和会議並びにそれに附屬する日本と朝鮮間の條約に於て最終決定がされるまでは未決定である。

六 外資委員会覚書B.A.R.第二号に關し、昭和二十二年二月二十五日附總司令部は日本政府に對し中華民國の国籍を要求し、登録証書が發行されているものの日本にある中華民國代表團に依る登録を承認し、且つこれらの証明書を適法に所持する者は一應中華民國人とし、従つて日本政府當局に依る刑

事管轄権の実施に關し、連合國人とみなされることを承認すべき旨指令したことを指摘する。

總司令部覚書第一五四三号は、總司令部が中華民國代表團に登録した者を中華民國人として認める原則と考へるべきでない、總司令部覚書第一五四三号は、上述の如く解釈すべきことを意圖したのではない。

總司令部覚書第一五四三号の唯一の目的は、中華民國代表團に登録したこれらの者に対し日本刑法の管轄権の除外を許可したものである、登録された者が凡ゆる点において中華民國人として認められるべきであるとの決定はなされていない。日本にある朝鮮代表團に依る朝鮮人の登録に關し總司令部は何等の措置も講じていない。

七 上記外資委員会B.A.R.第二号に述べられてゐる韓國代表團に登録されているものは、一應韓國人であるとみなし得るが總司令部及び日本政府に關する限り登録された朝鮮人が事實上登録されていらない者と相違した地位にあると考慮すべき何等の理由はない。

八 總司令部外資局の意見としては朝鮮人が韓國代表團に登録されていると否を問はず、昭和二十年九月二日以降引続き日本に居住する者は從來の昭和二十四年政令第五十一号を含む凡ゆる点において日本人とみなすべきである。

◎厚第八四六號

昭和二十五年八月四日

民生部 長

各地方事務所長殿
各市町村長殿

災害救助法による救助を行う災害の範圍につ

いて(通知)

災害發生に際し合理的且つ迅速適確な救助活動のできるよう平素から計画並びに訓練等について格段の御努力を煩わしてゐるのであるがこの度災害救助法を適用する一應の基準として次のように「災害救助法適用に關する内規」を定めたからこの基準に御留意の上應急救助に遺憾のないようせられたい。

記

災害救助法適用に關する内規

一 災害救助法第二條の規定による救助はおおむね次の各号の一にあたる程度以上の災害にかかり現に應急的な救助を必要とする者に対して行うものとする。

一 同時同一の災害による焼失、流失倒壊または半壊半壊床上浸水等の三〇世帯以上の被害

2 前号の外知事において必要と認めた災害

附 則

この内規は昭和二十五年八月三日から実施する。

雑 報

◎行旅死亡人周知方依頼について

三重縣津市市長および宇治山田市市長、桑名市長、阿山郡河合村長、名賀郡箕曲村長、美濃波多村長、外五十四市町村長から次のとおり行旅死亡人を取り扱ふた旨通知があつたから心当りの所は、直接その市町村に照会せられたい。(民生部厚生課)

索引

- 一 取扱者。
- 二 本 籍。
- 三 住 所。
- 四 氏 名。
- 五 職業、年令性別。
- 六 人相、特徴。
- 七 着衣所持品。
- 八 その他。
- 一 三重縣津市長。
- 二 不詳。
- 三 不詳。

- 四 不詳。
- 五 不詳。五十二三才(女)
- 六 身長五尺一寸位、稍丸顔、身体肥大、齒上下共金冠。
- 七 紫地單着物、銘仙千筋モンベ新瓦斯腰巻、黒木絹、洋傘藤手提籠。現金二千七百二十拾円也。
- 八 昭和二十五年五月二十日午後十一時〇分頃津市大字安東川辺桐山小松原の墓地に於て縊死体あり。
- 一 同。
- 二 同。
- 三 同。
- 四 同。
- 五 同、十八、九才位(男)
- 六 身長五尺三寸位、稍面長やせ型、五分刈頭。
- 七 黒色のジャンペ國防色軍隊用シャツ茶色セーター、ズボン、メリヤス、パンツ、ゴム草履、タオル、ボールペン、風呂敷。
- 八 所持の風呂敷に山口利市と記名しあり。二十五年五月十七日午前五時頃津市阿漕浦突堤北側に溺死体あり。
- 一 宇治山田市長。
- 二 同。

- 三 同。
- 四 同。
- 五 同。
- 六 面長にして鼻高、白髪にして、アゴヒゲ白ク、身長普通。各軍衣(上衣)黒セルズボン、地下足袋アンダーシャツ、布製運動帽。布製ベント袋。現金一千四百二十円と印鑑一ヶ。
- 八 五月二十二日紀勢東線川添駅着午前九時二十五分列車にて腸溢血にて倒れたり。
- 一 桑名市長。
- 二 同。
- 三 同。
- 四 同。
- 五 同、五十才位(男)
- 六 身長一米五十釐、頭髪丸刈、左下六白齒白金冠、一本上門齒金門冠二本上門齒に引続き右え金冠三本。
- 七 茶色莫大シャツ、白毛糸シャツ、白の襟無し半袖シャツ、國防色軍隊夏衣、國防色ジャンパー白色軍隊袴下、薄茶色莫大モム引、紺色木綿モム引、國防色巻脚絆九文七分紺足袋。
- 八 昭和二十五年五月二十三日桑名市太一九木曾川下流事務所

裏市内赤須賀火葬場に於て火葬す。

一 阿山郡河合村長。

二 同。

三 同。

四 同。

五 同、五十才位(男)

六 労働者風、身長五尺五寸位、中肉、頭髪丸刈顔特徴なし、

右上奥歯三本左上奥歯一本サンブラ冠

七 軍用阿外被帽子付カーキ色上衣、襟付軍用夏衣、丸首メリ

ヤメシヤツ、月星印十文七分地下足袋、軍用白綿クツ下。(

以上各品共新品)黒綿サージズボン、木綿フンドシ。現金六

円。中古品

八 昭和二十五年六月三十日午前三時五十分頃関西線佐那具駅

東方約二軒の地点に於て飛込自殺候埋葬す。

一名賀郡箕曲村長。

二 同。

三 同。

四 同。

五 同、二十五、六才位(男)

六 身長五尺四寸位。人相判明なし得ず。

七 白色木綿ワイシャツ、毛糸シヤツ、ズボン、皮帯、ネクタイ、タオル、木製山崎の形印、五十銭貨、一個、雜誌、化粧袋

在中品、セルロイドクシ、齒刷子、齒粉、巻煙草、ビール

空瓶一、木綿靴下、アドルム薬十錠入空瓶七本。

八 昭和二十五年五月十九日午後四時三十分名賀郡箕曲村青蓮

寺青蓮寺山二、八五〇番地(名賀郡滝川村赤目滝上流に於て

警察官金本医師箕曲村役場係立合の上檢視完了青蓮寺墓地に

仮埋葬す。

一 美濃波多村長。

二 同。

三 同。

四 同。

五 同、六十五才位(男)

六 身長五尺三寸位、面長、毛丸刈、瘦型、上奥歯左右に各三

本宛サンブラの義歯あり、左頬に米粒大の黒子二個右前頭部

に小豆大の黒子一個あり。

七 軍用兩外衣、國防色サージ上下、純毛腹巻木綿メリヤス、

毛メリヤス、ズボン、白木綿褲人絹黒兵子帶、地下足袋現金

百九十九円八十五銭、アルミ弁当箱、ハンカチ三枚、サツク

入老眼鏡眞鍮キセル、男女二人撮写真一、薄緑色登山帽、マ

ツチ、ヘアリン丸薬、以上の品を入れた麻地の肩掛鞆。

八 昭和二十五年五月二十九日午後三時頃名賀郡美濃波多村大字中村の山林中にて縊死体を発見、中村墓地に仮埋葬した。

一 和歌山縣伊豆郡高野町長。

二 不詳。

三 不詳。

四 不詳。

五 不詳、四十二三才位(男)

六 身長五尺一寸位小柄で頭部中央禿、前門歯二本金冠。

七 ズボン白木綿ワイシヤツ、フンドシ、黒革バンド近鉄旅行

案内図一枚、高野山案内図一枚、風呂敷、マフラメガネ(近視)一個腕時計十型一個。

八 なし。

一 同。

二 同。

三 同。

四 同。

五 同、六十五、六才(男)

六 身長五尺五寸位でよく肥え丸顔長髪、白髪まじりで老眼メガネ用う。

七 コゲ茶純毛オーベ、黒毛織三ツ揃背廣サラシ肌着茶色糸シ

ヤツ白木綿サル又、チヨコ色短靴、中折帽子、万年筆オブラー
ト一箱、マツチ、ナイフ、シャープペン、手提カバン現金二
千四十八円五十銭。

八 なし

一 同 箕島町長。

二 同。

三 同。

四 同。

五 同。

六 白骨化しているので不明であるが着衣により推定し老人である。

七 白メリヤス襪袴二枚、木綿縫合せの袖なし羽衣(えりは紺かすり)浅黄の木綿、無地の細おび、黒ラシヤ外套、メリヤス襪パン、左ポケットに五十銭札の半片一枚。

一 和歌山縣那賀郡粉河町長。

二 同。

三 同。

四 同。

五 同、六十才位(男)

られる。

七 草色布製バンド(金具に帆船のマークあり)

八 二十五年一月二十二日頃那賀郡村松村大字白方海岸。

一 鳥取縣米子市長。

二 同。

三 同。

四 同。

五 同、七十才位(男)

六 身長五尺四寸位、体重十四貫位丸刈頭、白毛まじり頭中央髪なし、骨格太く肥りたる方背中に灸跡なく身体に疵跡を認めず。

七 海軍オーベ黒スキー帽、綿入チョッキシヤツ、チョッキ、丸首アンダシヤツ紺ズボン、地下足袋、買物袋、老眼鏡木綿青色財布、日本剃刀木綿足袋茶色眼鏡。

八 (二十五年三月十九日午前九時)より五日前に死亡せるもの。米子市営火葬場に仮埋葬した。

一 和歌山縣日高郡能神村長。

二 不詳。

三 不詳。

四 不詳。

六 頭髮半白よりやゝ白多く、丸頭、小眼凹眼。

七 遺筆で「一人ものよろしく」と記す淡褐色着物、黒色ズボン陸軍用巻脚はん、イナバ、オカモトと記す日本手拭二本中折袴、風呂敷二枚。二百二十四五拾銭。

八 昭和二十五年五月十三日午前二時四十五分頃西和歌線粉河駅東方三〇〇米線路上。

一 茨城縣北相馬郡布川町長。

二 同。

三 同。

四 同。

五 同、三十六才位(男)

六 頭髮長、第一、第二小歯欠損身長一六五種。

七 縊柄不明、シヤツ二枚、縊柄不明袴下刺減一丁。

八 布川町栄橋下流五〇〇米利根川、水死。

一 那珂郡村松村長。

二 同。

三 同。

四 同。

五 同、三十才位(男)

六 背部、腕部、臀部、の節肉発達の外不詳三ヶ月程漂流と見

五 不詳、五十五、六才(男女)

六 身長五尺五寸色小黒く肉付良し重役タイプ頭髪長く白髪混り、上門歯三本下歯右三本白歯にして全部金の入歯身長四尺六寸、やせ型、純素人娘とみなされぬところあり。

七 白ワイシャツ、黒ズボン、赤色短靴十型クロームメッキ腕巻(セーコ社製)黒アチ老眼鏡、五徳ナイフ一丁長袖五分幅赤青ごぼんのブラウスの上にセル地アヤ織の背廣服及び同色スカート黒靴中ヒール、白ズツク、ボストンベック。

八 二十五年五月六日頃日高郡龍神村大字小又川(奥山)死後十日程経過して発見したので獣類のために体ををかまれ顔等は一切その原型をとどめていない。

一 山梨縣北北巨摩郡円野村長。

二 同。

三 同。

四 同。

五 同、三十四、五才(男)

六 なし。

七 濃紺綿ボレー着廣上衣及チョッキ霜降りホームズパンのズボン、赤皮短靴レイシコート、味噌砂糖の各購入通帳(発行は東京都世田谷区役所支所のもので番号六七一)現金二五

三円五〇銭。

八 死亡約三ヶ月経過し腐敗し甚だしく不明であるが附近に「アドルム」の空壕(十銭入)二本がある処より推察して自殺と史料される。三月九日同村共同墓地へ仮埋葬した。

一 石川縣江沼郡矢田村長

二 同。

三 同。

四 同。

五 同、四十五才位(女)

六 身長四尺六寸二分内外、鼻高い方頭髪黒茶にて、やせ型の方、田舎にて右前二本目に金歯一本ありその他において差当る特徴なし。

七 立縮袖なし、アングダシャツ、ニコノ新標準服、白綿縮入袖なし、腰巻モンペ煙草ケース、米三合程、マツチ、石けんクリーム入白足袋、飯茶碗一ヶ、皿一枚、ハンカチ、パンガサ風呂敷、下駄二足現金三十五円也。

八 四月三十日江沼郡矢田村字荒屋墓地に仮埋葬した。

一 北海道上川郡上川村長。

二 同。

三 同。

四 田中ユズル。

五 同、二十八才位(男)

六 中肉、長髪、上歯左金冠三枚合金二枚左、都市五センチ長サ十センチ薄黒あざあり、左あごに手術痕あり身長五尺三寸位。

七 長巻下オーバ(ネズミ色)三ツ指ワイシャツ、黒茶ネクタイ、白襟下、白パンツ、シガレットケース(ライタ付)腕時計遺言一通現金一万一千三百六拾円也。

八 二十五年四月七日午前二時頃北海道上川郡上川村宇越路本村字東町共同埋葬場に仮埋葬した。

一 和歌山縣和歌山市長。

二 同。

三 同。

四 不詳。

五 同、二十五才位(同)

六 身長五尺四寸位、長髪、面長、腹部へそ中心にあざあり。

七 空色人絹生地三襦袢、ワイシャツ、猿又

八 昭和二十五年四月二十三日和歌山市和歌浦海上三湊沖合ボート上腹毒自殺。

一 田辺市長。

二 同。

三 同。

四 同。

五 同、三十五才(男)三十才(女)

六 身長五尺位頭髪の長さ八センチ右側頭部並びに顔面にかなり廣範囲の擦過傷ある。

七 身長五尺位、頭髪豊富、丸顔、色白、玄人風。

七 みどり色、キャンパス製二ツ折財布現金五十六円背廣上下(裏には白で「西」のネーム)白カッターシャツ、白メリヤス製アングダシャツ、バンド紺色新品靴下。

みどり色絞パレスの着物銘仙モンペ上下に名古屋帯、ズロース二枚。

八 昭和二十五年五月六日田辺市内通称乞食鼻海中において中。

一 島根縣浜田市長。

二 同。

三 同。

四 同。

五 同、二十才一二十五才位

六 死体は白骨の頭骸骨のみにて不明。

- 七 ホムスパン、木綿手提袋、短靴、アルマ空場六ヶ、黒靴、ハイヒール、破損せる半オーバー、モンペ、マフラー。
- 八 昭和二十五年五月二十六日午後二時浜田市後野通称羽「杉の谷」山林中浜田市清水町宝珠院墓地に仮埋葬する。
- 一 岐阜縣益田郡下呂町長。

二 不詳。

三 不詳。

四 不詳。

五 不詳、二十五、六才位(男)

六 丈五尺一寸位頭髪七、三、顔面ニキビ跡、色浅黒く面長其、他並右肩毛下に裂傷痕(古傷)

七 薄茶色背廣、合上衣、國防色ズボン白カッターシャツ、茶色靴下、白ズツク靴、現金二円、青酸カリ(結昌)雑誌、講談と小説、陽春特大号一冊雑誌、物理と化学(昭和十二年一月発行)。

八 昭和二十五年四月二十八日午後十時頃下呂町湯之島栄屋旅館に酒に酔ひ投宿し翌朝十一時頃外出すると去つて出たまゝ旅館に帰えらなかつた。

一 同 羽島郡川島村長。

二 同。

三 同。

四 同。

五 同、二十才、三十才迄(男)

六 身長五尺一寸位、頭髪、脱漏にてわからず顔面腐敗死後相当の経過してゐるに付充分わからず。

七 なし。

八 昭和二十五年五月十日午前八時頃川島村松倉地先木曾川岸において溺死体を発見身元不詳に付き同共同墓地に仮埋葬せり。

一 鳥取縣米子市長。

二 同。

三 同。

四 同。

五 同、二十二才位(女)

六 身長五尺位、頭髪パーマネット、眉毛細く三日月形顔面廣く丸顔右臀部に直径五分位の黒色あざあり。

七 白色アヤ織三分袖、ブラウス、セル薄紫地に青色縦縞、スカート、木綿白色手縫シミーズ、白色手縫ゴム入りズロース、人絹白色靴下、白色ズツク靴。

八 米子市鳥取大学医学部の希望により死体解剖保存法第十二

條により同校に死体交付した。

一 鳥根縣飯沼川郡朝山村長。

二 同。

三 同。

四 同。

五 同、三十四、五才(男)

六 身長五尺一寸、中肉、丸刈盲流毛深、色浅黒頭の髪を生え際人指指位の傷痕あり。

七 國防色ズボン、木綿青色パンツ、國防色作業衣及紺上衣、西洋タネル、地下足袋(月星印十文三分位)。

八 昭和二十五年五月六日午後六時十分頃出雲鉄道停留場発十八時四分下り列車乗込自殺。

一 同 日御崎村長

二 同。

三 同。

四 同。

五 同、二十三—二十六才位(男)

六 身長五尺位、頭髪六寸位、丸顔、左側上唇に痣あり、眉濃い、上半身を特に使用する労働者風。

七 白生地に大綿、丸首シャツ及カッターシャツ、下衣、白生地

木綿襪又はをはき上に紺色縞紗襪ズボンを着用、牛皮古バン

八 昭和二十五年五月午前三時頃入水自殺。

一 山口縣下関市長。

二 同。

三 同。

四 同。

五 同、二十才位(男)

六 覚悟の服毒自殺と思はれ身長五尺七寸位、長髪、色黒く面長で体格よく。

七 黒ラシヤ、オーバー、黒ジャンパー袖薄茶色カッターシャツ毛糸シャツ、バンド、ネズミ色中折帽子、占領軍靴で、現金一、三〇〇円、図書四冊、万年筆小形マホービン、皮製財布を所持す。

八 昭和二十五年二月二十六日下関市丸山町日和山公園。

一 同 小野田市長。

二 同。

三 同。

四 浜中新松。

五 四十才位(男)

- 六 なし。
- 七 ナツバ服上下、紡織織シヤケツで所持品なし。
- 八 昭和二十五年三月二十八日病死、(胃潰瘍)。
- 一 山口縣徳山市長。
- 二 不詳。
- 三 不詳。
- 四 不詳。
- 五 不詳。五十才位(男)
- 六 面長中肉、高背で頭髮七、三に分け眼鏡を用う。
- 七 黒ラシヤ、上下白地に青の縦縞のカッターシヤツ、元陸軍用ネルのシヤツ薄ネツミ色股下黒足袋、桐下駄をはく。
- 八 なし。
- 一 同。
- 二 同。
- 三 同。
- 四 同。
- 五 同。
- 六 身長五尺四、五寸位、頭髮長く顔面腐敗のため容ぼう不明。
- 七 灰色縦縞羅紗地背廣上下と黒鼠色シヤケツ、ラクダの下衣

- 赤縦縞入茶色ネクタイ、黒皮バンド、赤茶色靴下、青色ガータをばく、遺留品としては現金一、〇〇六円、冬オーバ、チヨコ色短靴、中折帽子、外衣、タオル、財布、名刺入、小刀ウイスキ。
- 八 なし。
- 一 靜岡縣磐田郡幸浦村長
- 二 同。
- 三 同。
- 四 同。
- 五 同。三十才位(女)
- 六 身長一、五五米、体格中等、栄養良好。
- 七 紫地茶縞のお石の着物、黒ゴブリン、文化コート、友禪羽二重一重帯、綿フラン縞絆、桃色紋り腰巻、白木綿、ズロース。
- 八 死後五六日経過、幸浦海岸幸浦村寄木浜野墓地に仮埋葬。
- 溺死。
- 一 靜岡市長。
- 二 同。
- 三 同。
- 四 同。
- 五 同。五十七才(女)

- 六 身長一、三八米、丸顔、色白、頭髮白毛交りにして染めてある。一見料理店女將風。
- 七 お召し茶從縞重に白絹、ネズミ色、錦紗長襦袢、白木綿合襦袢、白レース腰巻、白キヤコロ足袋、五月十七日発行の京都一東京行切符、象牙認印(西杉と調刻す)女物セル單衣、シボリ着物、羽織、合モンペ、白肌襦袢、白綿足袋。腕時計。
- 八 昭和二十五年五月十八日(靜岡市西島通称大浜海岸一、〇〇米沖)、靜岡市共同墓地に仮埋葬溺死。
- 一 駿東郡愛高村長。
- 二 同。
- 三 同。
- 四 同。
- 五 同。三十三、四才位(男)
- 六 身長五尺五寸位、中肉、丸顔、長髪。
- 七 國民服(乙号)陸軍冬軍袴、白ゴブリン下着、眞綿チヨツキ茶靴下、黒ズツク靴、茶色布製財布現金一五八、九一円并当第二個風呂敷二枚、マツチ、ローソク、ガラ紡手拭一巾外、毎日新聞雜誌三
- 八 昭和二十五年四月十七日頃駿東郡愛廣村東推路地内沼津市松長区有湯水小屋内変死。仮埋葬。

- 一 同 田方郡修善寺町長。
- 二 同。
- 三 同。
- 四 同。
- 五 同。二十六、七才(男)
- 六 不詳(白骨となる)
- 七 黒ジャンパー、ネズミ色シヤツ、純毛黒色ズボン、縦縞のものを用う。赤短靴、現金八〇四円一〇銭。
- 八 昭和二十四年十一月月上旬修善寺町横瀬子の神山三、五二四アルドム服毒死。当町横瀬共同墓地仮埋葬。
- 一 田方郡修善寺町長。
- 二 東京都市谷々町三新宿区五六七
- 三 同。
- 四 吉田忠藏(仲田屋宿帳)
- 五 同。(男)
- 六 身長四尺五寸位、顔細面鼻高く頭髮丸刈、右腕上膊部に入墨様。
- 七 和服にトンビ着用、焦茶中折帽、角帯。
- 八 アルドム服毒死。昭和二十四年十二月三十一日午後四時十分田方郡下野村日赤伊豆診療所。同共同墓地へ仮埋葬。

一 勝岡縣賀茂郡下田町長。

二 下詳。

三 不詳。

四 不詳。

五 不詳。三十才位(男)

六 身長五尺九寸位、体重二十ノ位、サンブラ金歯、上一本下二本。

七 ランニング放田様シャツ、黒長ズボン、軍隊用革バンド、黒革短革、小形紺色風呂敷。

八 二十五年五月十六日午前九時頃田方郡川奈沖八連の海上で

航海中の第二日の出港(東京日本橋宝町日産化学工業株式会

社)が発見下田町に引渡した死後(四十日位経過)下田町火

葬場内に仮埋葬。

一 同。

二 同。

三 東京都北多摩郡狹江村(自称)

四 川口三平

五 同。三十一、二才(男)

六 色あざ黒く少し角顔にて、頭髮は黒くて左七、三に分けて

いる。身長五尺八寸、体重十八ノ位。

七 薄ネズミ色開衿シャツ(新品)ズボン編上軍靴、靴下、丸形

水筒、布地手提靴、米約二升、タオル風呂敷二枚。

八 二十五年五月一八日下田町七軒町政良亭に投宿翌十九日朝

六時皆睡にて苦悶して居るを発見收容手当せるも、今日午前

七時半死亡。下田町火葬場内に仮埋葬。

一 山梨縣山梨郡岡都村長。

二 同。

三 不詳。

四 不詳。

五 同。六十才位(男)

六 身長四尺九寸五分、やや形頭髪五分刈(白髪交り)頭に五ヶ

所小さいはげあり。角顔色稍無し、右眼下に小さな黒子。

左足首外側に吹田物跡あり。

七 紺の格子縞ハンチング、紺織古背廣上衣、紺木綿ズボン、

黒サージチヨッキ、メリヤスシャツ、風呂敷。足袋。白パン

ツ。ケース入れ老眼鏡(ケースに甲府市伊勢町廣島時計店と

あり)布製二つ折財布現金二円六十銭。

八 五月二十四日多村山梨岡神社保安林内で縊死しあるを発見

同日同共同墓地へ仮埋葬。

一 島根縣浜田市市長

二 同。

三 同。

四 同。

五 同。三十才位(男)

六 死後三ヶ月を経過しており全身腐爛し詳細は別明しないが

長髪であり下顎歯は総金冠を装し上顎歯白歯に銀冠一を装し

ている。

七 上衣は進駐軍用と覚しい作業衣衿は紺色と思われるズボン

を着している、赤革短靴を履いている外何物も残されていな

い。

三 重 縣 公 報 第 六 千 五 百 四 号

昭和二十五年八月四日

(第三種郵便物認可)

一五

十円在中。紫色花模様、羽織。同上着物、名古屋帯白襦袢、桃色襟付襦袢、腰巻。白ズロース。白足袋。同上肌着。時計。

八 昭和二十五年五月四日頃大津市湖南町紺屋ケ岡湖上に漂流せる男女の死体身元不明に付市に於て三井寺山内共同墓地に仮埋葬す。

一 滋賀縣大津市長

二 不詳。

三 不詳。

四 不詳。

五 不詳。二十、三十才位(男)

六 死後二十日を経過し二十三十才位で頭髮長刈(オールバック)

(門歯上顎一個義歯一個銀冠、身長五尺三寸位

七 関西学院正服、釦付上下衣及白メリヤス製シャツ、白バン

ツ、腕巻時計、金子三百四十円、赤色革靴黒絲付靴下ハンカ

チ。

八 昭和二十五年五月十二日南郷洗髪第十七号街中央部に頭部

一部を現はし検視の上南郷山口墓地に仮埋葬する。

一 滋賀縣坂本村長。

二 同。

三 同。

四 同。

五 同。(男)

A 死後約十ヶ月を経過、白骨となり四肢散乱、細詳不明。

B 長髪で下顎骨左側白歯一本。死後約一ヶ年全く白骨細詳不

明上顎骨右側門歯が他と共に密着してゐる。

七 Aワイシヤツ、ズボン、着用と思はれるか腐爛して詳し

い事は不明所持品としては鎖附の鍵一、定期券(狭入物な

し)。

B 黒色うし短靴一足番がついて残つてゐるのみ。

八 五月九日届出により検視自A

五月七日同 B

当村森本墓地に面名仮埋葬す。

一 栃木縣塩谷郡築根村長。

二 同。

三 同。

四 同。

五 同。二十七、八才位(男)

六 身長五尺七寸四分、長髪、顔長き方、歯左下三本サンブラ

義歯右下六白歯、左手人指第一節より断したあとあり、両

足ともゝに灸のあとあり。

七 ガーゼのハンカチーフ、靴ベラ、木ノバイブ、フラノ地箱

降、両前合背廣、航空ズボン改造の長ズボン、白木綿バン

ド。

八 服毒(青酸カリ断定)自殺。

一 山梨縣北都留郡栗川村長。

二 同。

三 同。

四 同。

五 同。五十才位(男)

六 身長五尺一寸位、中肉、丸顔、眉毛濃く長し頭髮丸、白髪

交り一見職人風。左頬に小豆大の吹出物痕あり。

七 現金一、五三一円茶色角幣、中古革靴、茶セーター、茶格

子綿ガス羽織、紺降單衣着物、紺足袋以上を麻袋ようものに

包みあり。

八 五月二十三日該村共同墓地に仮埋葬した。

一 青森縣青森市長。

二 同。

三 同。

四 同。

五 同。三十才位(男)

六 身長五尺三寸位、その他特徴なし。

七 縞模様ワイシヤツ、黒サージ結襟服上下。越中襪、茶色靴

下、黒皮短靴、巾一寸位のバンド、近視眼、鏡、富士絹風呂

敷。

八 青森市外筒井村大字浦町宇奥野四二の三に仮埋葬した。

一 同 上北郡六ヶ所村長。

二 同。

三 同。

四 同。

五 同。(男)

六 顔面頭部白骨ふらん状態にあり不明なるも歯は全部揃左下

奥犬白歯に金冠を入れた模様にして少々金冠残存してあ

り。

七 灰色チヤケツ、アングラ襟コットンシヤツズボン。

八 検視の結果溺死後約一ヶ月位経過。

一 茨城縣新治郡石岡町長。

二 同。

三 同。

四 同。

- 五 同。五十五才位(男)
- 六 身長五尺四寸位、頭髮五分刈、瘦身生前。
- 七 メリヤスコットン、シャツ、及モモヒキ、紺足袋一、元軍除古襦袢、黒毛糸デヤケツ、コン毛糸、チョッキ、カーキ色デヤンバー、シヤブベン。
- 八 昭和二十五年五月二十一日午前四時新治郡石岡町浜崎三、三九六番地先山林中に倒れているのを石岡町救護所山王寮に收容死亡。
- 一 鳥取縣高部郡浜村町長
- 二 岡山縣玉野市宇野町一六一
- 三 同
- 四 中村政雄
- 五 (商業宿帳に記載) 三十九才(男)
- 六 身長五尺七寸位、肥えた方、長髪薄き方、眉毛薄、顔面長き方鼻筋高。
- 七 波乃旅館の丹前を着け、風呂敷にて頬かむりをなす。煙草ケース(三本在中)一、マツチ一、パイプ一、ローブ一、革バンド一、風呂敷三、ウイスキー空瓶一、靴一、背廣一揃、洗面袋一式、ワイシャツ色物一。便箋一、ネクタイ一、万年筆一、靴下一封筒一、雑誌一印鑑(中田)一。

- 八 昭和二十五年四月六日死亡と推定鳥取縣高部郡浜村町大字浜村海岸に死。昭和二十五年四月九日浜村町大字浜村短尾口に仮埋葬した。
- 一 山梨縣北郡留郡大月町
- 二 不詳。
- 三 不詳。
- 四 小熊本
- 五 不詳。二十才位(男)
- 六 右眼下約一、五厘の個所に横四厘の古い刀痕がある、頭は五分刈、上衣は男色デヤンバー下衣は國防色のズボン三枚を着しズツク製編上靴を着けている。
- 七 拾円紙幣五枚。
- 八 大月町光照寺墓地へ仮埋葬した。
- 一 青森縣上北郡野辺地町長。
- 二 不詳。
- 三 不詳。
- 四 不詳。
- 五 不詳。推定二十六、七才(男)
- 六 死後二ヶ月経過(腐らん死体の状況から)身長五尺三寸位肉身体格頑健腰部上は殆ど腐らんして不明なるも右腿部膝上

等に十種の?の五位大の刺青あり其の他不明。

- 七 カーキ色作業衣袴青色綿デヤケツ白色綿アンダーシャツ白色カッターシャツ、カーキ色ランニングシャツ白色、純毛胴巻、純毛コットンズボン下、ネズミ色綿綿靴下皮製バンド青白の綿襪襪下止ズツク製ゴム底短靴。

- 八 昭和二十五年五月十三日青森縣上北郡野辺地大字有戸宇島井平山林内(乗道線路より東方約一、五耕地)。五月十三日火葬にし当町海中寺遺骨を預けあり、遺留品、当町役場に保管す。

- 一 鳥取縣西伯郡大山村長。
- 二 不詳。
- 三 不詳。
- 四 不詳。
- 五 不詳。推定三十六、七才(男)
- 六 身長四尺三寸位容ぼう、やせ形丸顔長髪にして濃き方、色白い方。

- 七 ねづみ色デヤンバー、紺スフズボン、毛糸シャツ(手編と推定皮帶、ゴム半長靴十文、黒木綿肩掛カバン一月二十一日二十二日付の島根新聞、煙草入及煙管。

- 八 昭和二十五年四月十七日鳥取縣西伯郡大山村大字赤松(推

定死後三ヶ月位経過)で発見したので医師警察官立会検視の後同地に仮埋葬した。

- 一 滋賀縣伊香郡伊香具村長。

- 二 不詳。
- 三 不詳。
- 四 不詳。
- 五 不詳。三十五、六才推定(女)
- 六 身長四尺八寸位、丸顔(大顔なり)色黒一見仲居風、姫姫七ヶ月位。

- 七 人絹交織リンズ空色に櫻桃の小模様入り、裏付人絹黃色人絹下部黄地に白のツル模様入の長襦袢人絹茶色模名古屋帯キヤラコ白足袋九文半、下駄を穿つ、海老茶バラソル薄茶色革製ハンドバック内容品ロザシ裏口一ヶ在中、現金八十八円、コンバクト、赤白黄の模様入り、黄とき櫛一ヶ、口紅、其の他若干、所持品中糸巻に、イブキアヨ(子の字不明)の文字あり。

- 八 昭和二十五年四月二十六日午後十二時頃(推定)於伊香郡伊香具村大字飯浦小ヶ谷地先光湖上水面約十米湖上における溺死体を発見検視後大字飯浦東山四九二、墓地に仮埋葬した。

一 滋賀縣滋賀郡下阪本村長。

二 不詳。

三 不詳。

四 不詳。

五 不詳。推定五十才位(男)

六 体格榮養中等度身長五尺一寸位、色白、頭丸刈、眉毛濃、鼻高、頭髪濃し、左目下に、大豆の瘡あり、上下総入歯。

七 メリヤスシャツ、セルチョウキ、軍隊用袴下、銘仙縞單衣

八 昭和二十五年四月二十一日下阪本村大字比叡辻字新堀琵琶湖岸に漂着す。滋賀郡坂本村字坂本村墓地に仮埋葬す。

一 茨城縣新治郡石岡町長。

二 不詳。

三 不詳。

四 不詳。

五 不詳。推定五十五才位(男)

六 身長五尺四寸位、頭髪五分刈、瘦身、生前談話可能なるも身元については語らない、東京都本郷にて自轉車店を営んでいたとのみ語る、同所には妻子のある由その他不明。

七 メリヤスコットンシャツ、同モモヒキ、紺足袋一、元

軍隊古袴袴(猪又秀孝と名記)一、黒毛糸チヤケツ一、コン毛糸(綿入)チヨウキ一、カーキ色チヤンバー一、下駄一、シャープペン一。

八 昭和二十五年五月二十一日午前四時榮養失調症、新治郡石岡町兵衛三、三九六番地先山林中に倒れていたのを石岡町救護所山玉に收容死亡。

一 山口縣岩口市長。

二 不詳。

三 不詳。

四 不詳。

五 不詳五十才前後(男)

六 身長五尺一寸位、頭髪黒く、五分丸刈丸頭に鼻低く色黒し。

七 着衣は詰襟柿色服、黒ラシャオーバー赤短靴。

八 昭和二十五年二月十七日岩口市大字保津峠踏切。

一 奈良縣奈良市長。

二 不詳。

三 不詳。

四 不詳。

五 不詳。三十才前後(男)

て仮埋葬に附す。

一 右同じ。

二 不詳。

三 不詳。

四 不詳。

五 不詳。四十才位(男)六才位(女)

六 太五尺三寸位身長、頭髪七、三分け指型まゆこし。太三尺四寸位丸顔頭髪オカツバ、肥えた方。

七 メリヤスシャツ、ズボン上下國防色上衣毛シャツ外國製の下衣下駄履き。

メリヤスシャツ上下玉子色上衣木綿のスカートその他遺品なし。

八 奈良市春日野町春日神社境内第四区馬酔木森公園内昭和二十五年四月二十六日晝頃、女兒は、親と思料される男に扼殺され男は殺死自殺昭和二十五年四月二十八日午後五時三十分奈良市営火葬場墓地に仮埋葬す。

一 奈良縣生駒郡伏見村長。

二 不詳。

三 不詳。

四 不詳。

六 不詳(白骨の爲め)
七 國防色上衣、紺色ズボン、毛糸茶色シャツ、白木綿シャツ下駄履き。

八 奈良市難司町三笠山三重裏側松村附近死後約八ヶ月推定自殺。昭和二十五年二月二十四日午後三時頃奈良市営火葬場内に於て仮埋葬に附す。

一 右同じ

二 不詳。

三 不詳。

四 不詳。

五 不詳。三十男位(男)

六 身長約五尺三寸位身長にて頬稍こけたる方、頭髪長く七三分。

七 ネズミ色オーバー黒、チヤンバー毛糸ネズミ色セータ毛糸茶色セータ、カッターシャツ、毛糸國防色セータ、メリヤスシャツ、ネズミ色ズボン、白毛糸ズボン下毛糸ネズミ色パンツ綿白パンツ、ネクタイ、バンド、靴下、短靴、現金三十二円三十銭。

八 奈良市春日山第三区十三丁目山林内に死後約十日、昭和二十五年六月十三日午後四時四十分頃奈良市営火葬場墓地に

- 五 不詳。三十才位(男)
- 六 身長五尺二、三寸位にして極度に栄養失調の体質なり。
- 七 木綿黒ズボン、古軍除羅紗上衣、メリヤスシャツ二枚、メリヤスシャツ一枚、古麻裏草履一足黒細革バンド一本近鉄郡山駅より近鉄九條間の普通切符を所持せり。
- 八 昭和二十五年三月九日午後九時十分頃近鉄天理祭西大寺行第二〇五二列車電車番号四号、五号連絡車が西大寺駅到着の際前部車輪脱輪に人事不詳乗客あるを担当乗務員が直ちに駅助役指揮のもと駅前石田病院に患者担送中死亡せり。
- 一 鳥取縣東伯郡三朝村長。
- 二 不詳。
- 三 不詳。
- 四 不詳。
- 五 不詳。五十四才位(男)
- 六 身長五尺三寸位、胸囲二尺四寸瘦型、眉毛黒く鼻高い、頭髮疎うにて顔面細長。強度の栄養失調。
- 七 國民服乙形、下衣メリヤスシャツクリーム色、中折帽子、松製古下駄、現金五十二円。
- 八 同村三朝國立療養所にて昭和二十四年十一月二十四日午前七時八分死亡したので同時共同墓地に仮埋葬した。

- 一 山梨縣甲府市長。
- 二 同。
- 三 同。
- 四 同。
- 五 同。(男)
- 六 身長五尺二寸、瘦型、長顔、頭小、白髪混り。
- 七 黒オーバ、紺縞上衣、紺サライズボン毛糸チョッキ、木綿メリヤスシャツ同ズボン、木綿襪白足、木綿シャツ、赤短靴。
- 八 二十五年四月二十一日甲府市三吉町光沢寺へ仮埋葬した。
- 一 鳥取縣氣高郡浜村町長
- 二 岡山縣玉野市宇野町一六一。
- 三 (宿帳に記載)
- 四 中村政雄
- 五 商業。三十九才位(男)
- 六 身長五尺七寸位、肥え方、長髪薄き方、眉毛薄、顔面長き方、鼻高。
- 七 浜乃屋旅館の丹前を着け風呂敷にて頬かむりをなす。煙草ケース、マツチ、パイプ、ロープ。
- 八 二十五年四月九日浜村町大字浜村短尾に仮埋葬した。

- 一 山梨縣北都郡六月町長。
- 二 不詳。
- 三 不詳。
- 四 不詳。
- 五 不詳。二十才位(男)
- 六 右眼下約一、五厘の箇所古い刀痕がある。頭は五分刈。
- 七 黒色ジャンパー上衣、下衣は國防色のズボン三枚着しズツク製網上靴を穿いてゐる十円紙幣五枚。
- 八 大月町光照寺墓地へ仮埋葬した。

告 示

◎選挙告示伊第十八號

昭和二十五年八月十五日執行の伊勢湾西部海区漁業調整委員会委員の選挙における委員候補者西村總次は、昭和二十五年八月四日辞退する旨届出があつた。

昭和二十五年八月四日

伊勢湾西部海区漁業調整委員会委員選挙選挙長

西村 秋次郎

昭和二十五年八月四日印刷發行
三重縣公報（第三種郵便物認可）

津市栄町二丁目

三
津市廣明町三二番地
印刷所
重
縣
廳

三重縣印刷所
振替口座番号名古屋二四六六番